

## 週休2日工事に関する特記仕様書【発注者指定方式】

(趣旨)

第1条 本仕様書は、工事現場において週休2日を確保した工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるもの。

(工事現場における週休2日)

第2条 工事現場における週休2日とは、一週間のうち日曜日及び土曜日を現場の閉所日(以下「休工日」という。)とすることをいう。ただし、休工日は発注者との協議により、一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。

2 前項の任意の2日間は、予め曜日を定めるものとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、契約日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間又は日は実施期間に含めないものとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始休暇
- (3) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))
- (4) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (5) 工場製作品の製作期間で現場を閉所している期間
- (6) 休工日以外の現場の閉所日
- (7) 余裕期間
- (8) その他、発注者と協議し、実施期間に含めないとする期間

2 週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第4条 実施期間中の休工日においては次のとおりとする。

- (1) 現場作業、書類の作成及び整理等、当該工事に関する作業を行わないこととする。
- (2) 下請けを含む労働者に対し、休日を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導する。

2 受注者は、次に掲げる理由により休工日に作業を行う必要が生じた場合

は、事前に発注者にその理由を報告し、休工日を別の日に振り替えることができる。ただし、休工日を起算日として前後2週間を超えて振り替える場合は、休工日に含めないものとする。

- (1) 第三者への損害及び生活環境への影響等の解決に対応するため
  - (2) 現場特性に対応するため
  - (3) 雨天等天候の理由により休工日以外の日を休工としたため
- 3 受注者は、前月の休工日の取得実績(以下「取得実績」という。)を休工日取得実績書(様式1)により当月の15日までに発注者に報告する。
- 4 受注者は、次に掲げる書面により工事完成予定日の3週間前までに発注者に報告する。
- (1) 前項に規定する取得実績の報告を行っていない取得実績及び工事完成予定日までの休工日取得見込を記載した休工日取得実績書(様式1)
  - (2) 前項の取得実績並びに前号の取得実績及び休工日取得見込その他必要事項を記載した週休2日工事实績報告書(様式2)
- 5 受注者は、工事完成届の提出とあわせ、前項第2号に規定する週休2日工事实績報告書(様式2)の作成日の翌日から工事完成日までの取得実績を休工日取得実績書(様式1)により発注者に報告する。
- 6 受注者は、週休2日工事を実施する場合には、現場内にその旨を周知する掲示物を掲載する。

記載内容(例) 用紙はA3以上とする

### 週休2日工事

この工事では、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日を確保した工事の施工に取り組んでいます。

受注者 株式会社□□建設

(達成状況)

第5条 週休2日の達成状況は、次式を用いて算出した月単位の現場閉所率により、別表第1のとおりとする。なお、式中の「各月の対象日数」は、各月の第3条に定める期間とする。また、第4条第2項の規定による振り替え後の休工日が前月又は次月となる場合でも当月の休工日とする。

$$\text{月単位の現場閉所率} = \frac{\text{各月の休工日}}{\text{各月の対象日数}}$$

(工事評価)

第6条 前条の達成状況が4週8休となる場合、工事評価にて評価をする。

2 発注者は、受注者が休工日の確保を出来なかった場合、そのことによる改善指示及び工事評価における減点等のペナルティーを科さないものとする。

3 工事評価を行わない工事については、第1項は適用しない。

附 則

この特記仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和6年10月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

達成状況	月単位の現場閉所率
4週8休	全ての月で28.5%以上

(様式1)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地  
受注者 名称  
代表

### 休工日取得実績書

工事名	
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月分

日	曜日	休工日	備考	日	曜日	休工日	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

当月の土曜日・日曜日の日数	当月の休工日
日	日

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{当月の休工日}}{\text{月の日数} - \text{祝日等の実施期間に含めない日数}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} = \text{\%}$$

※備考欄には、休工日を取得できなかった理由及び振替日を記入してください

※現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合、月単位の現場閉所率を達成しているものとみなす。

※当月に該当する実施期間が短い等の理由により休工日が発生しない場合には、現場閉所率の算出は不要です。

(様式2)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地

受注者 名称

代表

### 週休2日工事実績報告書

週休2日工事の実績について、次のとおり報告します。

工事名			
年月	達成状況	年月	達成状況
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

※達成状況の欄には、各月に提出した休工日取得実績書の現場閉所率が28.5%以上又は現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合には「○」、現場閉所率が28.5%に満たない場合には「×」、実施期間が短い等の理由により休工日が発生しなかった場合は現場閉所率の欄を「-」と記載する。

## 相模原市ウィークリースタンス特記仕様書

### (目的)

第1条 労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、公共工事及び公共工事に係る委託業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、計画的に履行することにより労働環境の改善を行い、工事目的物及び成果品の品質確保・向上及び担い手の育成・確保を図る。

### (取組の内容)

第2条 発注者は、以下の項目を例として受注者と取り組む内容を確認及び調整の上、設定する。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるよう金曜日には依頼しない
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- (6) 16時以降の現地立会を行わない
- (7) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (8) その他、任意に設定する

### (運用方法)

第3条 発注者は契約後の初回打合せ時に、前条各号の内容について受注者と取り組む内容を確認し設定する。

2 受注者は前項の規定により設定した内容を施工計画書又は業務計画書に記載する。

### 附 則

この仕様書は、令和6年7月1日から施行する。